

経 済 産 業 省

20260910保局第1号

令和8年9月11日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

令和8年熊本地震の発生を受けた対応について（要請）

令和8年熊本地震により、熊本県内の商業施設において、大規模な爆発事故が発生しました。事故原因の詳細は経済産業省において調査中です。

つきましては、原因究明までの間も、一般消費者等の方に安心してガス利用を継続していただけるよう、予防的措置として、以下の点につき都道府県協会等を通じて会員のLPガス販売事業者へ周知いただき、建築物の所有者や一般消費者等の関係者と適切なコミュニケーションを図りながら、保安の確保に万全を期されるようお願いします。

記

1. ガスが滞留するおそれがある場所におけるガス漏れ警報器等の設置について

不特定多数の者が出入りする第一種保安物件において、地震でガス管が破損したことに加え、建物が損傷することで、ガス管の貫通部や接合部（溶接以外）の近傍にある、ガスが滞留するおそれがある場所に、ガスの滞留が生じる場合においても、不特定多数の者の避難が確実に行われるよう、ガス漏れ警報器等を自主的かつ速やかに設置するようお願いします。

なお、建築物の構造上の制約等により、ガス漏れ警報器等を速やかに設置することが難しい場合には、不特定多数の者の避難が確実に行われる対策その他の事故防止・リスク軽減措置を自主的かつ速やかに実施していただくようお願いします。

2. 保安業務の実施体制等の再確認等

組織内及び保安機関との情報伝達や意思決定のプロセスを含め、設備の維持管理及び保安業務が適切に実施される体制となっているかについて点検をお願いします。

加えて、上記の措置に限らず、平素より災害時における緊急対応などについて、建築物の所有者や一般消費者等の関係者と適切なコミュニケーションを図りながら、自主的な安全性の向上を不断に追求していただくようお願いします。

以 上